

# かわら版



長岡けやき法律事務所

所長 杉森 芳博

弁護士

〒940-0061

長岡市城内町3-5-1 レーベン長岡207  
TEL 0258-86-0275 FAX 0258-86-0276

## 民法改正で新たに規定される「定型約款」

平成29年5月26日、「民法の一部を改正する法律案」(以下、「改正民法」)が、参議院において可決成立しました。改正民法では、これまで明文の規定が無かった「約款」を「定型約款」として新たに定義したうえで必要なルールを定めています。今回のかわら版は、「定型約款」についてご説明します。

### 1. 「定型約款」の定義

わが国では、鉄道、携帯電話、ネットショッピングの利用や、保険、銀行取引に際しての契約締結には「約款」が多く用いられています。約款は、大量かつ定型的に行われる取引を効率化するために契約条件を画一化するという社会的要請に基づいて利用されているものですが、これまで民法には約款に関する規定がありませんでした。このため、約款は判例によってルールが作られてきましたが、その扱いにはあいまいな部分がありました。

そこで、改正民法では、民法で定める約款を「定型約款」として以下のように定義し、一定の効果を認めるとともに必要なルールを定めています。

「定型約款」の定義

定型取引(特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引で、その内容の全部または一部が画一的であることが双方にとって合理的なもの)において、契約の内容とすることを目的に準備された条項の総体。

「定型約款」は、不特定多数の者との取引に係るものですから、特定の従業員との契約である労働契約などは定型約款には含まれません。また、事業者間のみで行われる取引は、画一的に契約内容を定めた約款で取引を行っていたとしても、不特定多数の者を相手方として行う取引といえないことなどから「定型約款」に含まれないことが多いでしょう。

### 2. 定型約款についての「みなし合意」

改正民法では、定型約款にもとづいて取引を行うときに、以下の要件を満たす場合は、当事者間で具体的な合意がなくとも、定型約款の個別の条項については合意したものとみなされます。(この規定を「みなし合意」といいます。)

現状、細かく規定された約款の内容を契約の締結前に十分に読み込む人は少ないと思われますが、改正民法では、取引の当事者である事業者側が用意した定型約款を取引の相手方である消費者が読んでいないとも、消費者はその定型約款の内容に合意したとみなされます。

「みなし合意」の要件	① 定型取引を行うことの合意があり、 ② 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。 または 定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手側に表示していたとき。
------------	--

上記の「みなし合意」の要件を満たす場合であっても、改正民法では、不公平な条項が不意打ち的に適用されることがないよう、契約当事者の信頼を裏切り、一方的に不利となる条項については合意をしなかったとみなすこととして消費者の保護を図っています。

### 3. 定型約款の内容の表示

改正民法では、定型約款を準備する者は取引の合意前または取引合意後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法で定型約款の内容を示さなくてはならないとされています。

ただし、あらかじめ相手方に対して定型約款を記載した書面または電磁的記録(電子メールの送付やホームページへの掲載など)を示しているときは、改めて表示する義務はありません。

### 4. 定型約款の変更

改正民法では、定型約款を利用した契約が結ばれている場合でも、定型約款を準備した者は、以下の要件を満たす場合は、個別に相手方とその定型約款の変更について合意をすることなく契約の内容を変更することができるとしています。

定型約款を変更するための要件

- ① 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
- ② 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、民法に従って定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の事情に照らして合理的なものであるとき。

上記の要件を満たして定型約款を変更する場合には、その効力発生時期を定めて、変更内容並びに効力発生時期をインターネットなどで周知しなければなりません。

### 5. 最後に

以上のとおり、改正民法では、定型約款についてのみなし合意や個別合意なく契約内容を変更するためのルールが明文化されました。新たなルールにおいても、当事者に不意打ちとなる条項は許されないことから、個別に明示して合意すべき条項と個別の説明を省略する条項の見極めが重要です。